

考 査 A

(26年)

受 検 地	受 検 番 号	氏 名
	頭符号()	

問 題

次の注意をよく読んでから始めてください。

【注意】

1. この問題は、すべて五枝択一式です。
2. 解答は、各問題とも選択枝のうち正解と思う番号を、答案用紙の解答欄に記入してください（答案用紙は別紙です。）。
3. この問題用紙の余白は、計算等に使用しても差し支えありません。
4. 建築基準法等の建築関係法令については、**平成 26 年 1 月 1 日現在**において施行されている規定により解答してください。
5. 解答に当たって、地方公共団体の条例、規則等については、考慮しないこととします。
6. この問題については、**検定終了まで在席していた者に限り、持ち帰りを認めず**（中途退出者については、持ち帰りを禁止します。）。

【No.1】 建築基準法の適用等に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築基準関係規定とは、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。
2. 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。
3. 建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例を改正する法令による改正(建築基準法に基づく命令又は条例を廃止すると同時に新たにこれに相当する命令又は条例を制定することを含む。)後の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用の際当該規定に相当する従前の規定に違反している建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分については、改正後の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定が適用される。
4. 建築基準法第6条第1項第一号から第三号までの建築物を新築する場合には、当該建築物の建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物を使用し、又は使用させてはならない。
5. 建築基準法第3条第2項の規定により建築基準法第48条第1項から第13項までの規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、原則として、これらの規定は準用しない。

【No.2】 建築基準法の手続等に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。ただし、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認等に関する特例はないものとする。

1. 建築主は、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わない建築物の用途の変更に係る確認済証の交付を受けた場合において、工事を完了したときは、建築主事の検査を申請しなければならない。
2. 準防火地域内においては、建築物の増築で、その増築に係る部分の床面積の合計が 10m² 以内である場合であっても、確認済証の交付を受けなければならない。
3. 建築主事は、建築確認の申請書を受理した場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合することを確認したときは、確認済証を交付し、建築基準関係規定に適合しないことを認めるとき、又は申請書の記載によっては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を交付しなければならない。
4. 劇場を、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替を行わずに、用途を変更して映画館とする場合においては、確認済証の交付を受けなくてよい。
5. 階数が5以上、かつ、延べ面積が1,000m²を超える事務所(国、都道府県又は建築主事を置く市町村の事務所を除く。)で特定行政庁が指定するものの所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。)は、当該事務所の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期的に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者にその状況の調査(建築基準法第12条第3項の検査を除く。)をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

【No.3】 特定行政庁に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも建築基準法第3条第2項の規定により同法第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であると認めて、緊急の必要がある場合においては、当該建築物の所有者に対して、直ちに、当該建築物の使用禁止を命ずることができる。
2. 特定行政庁は、地方公共団体が建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加するために定めた条例に違反した建築物については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人等に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転等の規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。
3. 特定行政庁は、指定確認検査機関から建築物の中間検査報告書の提出を受けた場合において、当該建築物の部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、遅滞なく、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人等に対して、当該工事の施工の停止を命ずる等の必要な措置を講ずるものとする。
4. 特定行政庁は、建築基準法令の規定に違反することが明らかな建築の工事中の建築物について、緊急の必要がある場合であっても、通知書の交付等の手続を経ずに、当該建築物に関する工事の請負人に対して、当該違反を是正するための工事を命ずることはできない。
5. 特定行政庁は、建築基準法令の規定に違反した建築物の建築主に対して使用制限の命令をした場合においては、標識の設置、公報への掲載等により、その旨を公示しなければならない。

【No.4】 一般構造に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 小学校における職員室には、採光のための窓その他の開口部を設けなくてもよい。
2. 住宅の居室で地階に設けるものは、国土交通大臣が定めるところにより、からぼりその他の空地に面する開口部を設け、かつ、直接土に接する外壁等の構造が政令に定める技術的基準に適合するものでなければならない。
3. 建築物に設ける昇降機は、安全な構造で、かつ、その昇降路の周壁及び開口部は、防火上支障がない構造でなければならない。
4. 高さが1mをこえる住宅の階段には、手すりを設け、かつ、両側(手すりが設けられた側を除く。)に側壁又はこれに代わるものを設けなければならない。
5. 長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、小屋裏又は天井裏に達するものとするほか、その構造を遮音性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

【No.5】 構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、保有水平耐力計算若しくは限界耐力計算(これらと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を含む。)、又は超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための国土交通大臣が定める基準に従った構造計算は行わないものとする。

1. 鉄筋コンクリート造平家建て、高さ 4m、延べ面積 30m² の建築物において、直接土に接する柱の鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、原則として、4cm以上としなければならない。
2. 鉄骨造 2 階建て、延べ面積 300m² の建築物に設ける屋上から突出する水槽については、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめなければならない。
3. 鉄筋コンクリート造 2 階建て、高さ 6m、延べ面積 160m² の建築物において、柱の小径は、原則として、その構造耐力上主要な支点間の距離の $\frac{1}{20}$ 以上としなければならない。
4. 鉄骨造平家建て、軒の高さ 8m、張り間 10m、延べ面積 1,000m² の建築物において、高力ボルトの相互間の中心距離は、その径の 2.5 倍以上としなければならない。
5. 補強コンクリートブロック造平家建て、高さ 3.5m、延べ面積 110m² の建築物において、耐力壁の中心線により囲まれた部分の水平投影面積は、60m² 以下としなければならない。

【No.6】 建築物の構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、**正しい**ものはどれか。

1. 保有水平耐力計算においては、特定行政庁が指定する多雪区域内であるか否かにかかわらず、建築物の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる暴風時の短期の応力度を計算する場合には、積雪荷重のある状態と積雪荷重のない状態のそれぞれについて行わなければならない。
2. 限界耐力計算においては、建築物の地上部分の各階が、保有水平耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該各階に生ずる水平方向の最大の層間変位を計算し、この層間変位の当該各階の高さに対する割合が $\frac{1}{200}$ (建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合は $\frac{1}{120}$) を超えないことを確かめなければならない。
3. 炭素鋼を構造用鋼材として用いる場合、短期に生ずる力に対する曲げの許容応力度の数值は、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度の数值と同じである。
4. 許容応力度等計算においては、建築物の地上部分の一定の高さの部分に作用する地震力について、当該高さの部分が支える部分の固定荷重に、地震層せん断力係数 C_i を乗じて計算しなければならない。
5. 許容応力度等計算においては、地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が国土交通大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域内における木造の建築物にあっては、原則として、標準せん断力係数を 1.0 以上としなければならない。

【No.7】 防火・耐火に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、「耐火性能検証法による検証」、「防火区画検証法による検証」及び「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1. 建築基準法第 22 条第 1 項の市街地の区域内にある木造建築物等である百貨店、共同住宅、寄宿舎、病院又は倉庫の用途に供する建築物で、階数が 2 であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が 200m² を超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。
2. 延べ面積(同一敷地内に 2 以上の木造建築物等がある場合においては、その延べ面積の合計)が 1,000m² を超える木造建築物等は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、その屋根の構造を建築基準法第 22 条第 1 項に規定する構造としなければならない。
3. 延べ面積が 1,000m² を超える建築物で、卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供するものは、主要構造部が不燃材料で造られたものであれば、防火上有効な構造の防火壁によって有効に区画しなくてもよい。
4. 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が 1 階にないものは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
5. 主要構造部を準耐火構造とした延べ面積 200m²、地上 3 階建ての一戸建ての住宅において、吹抜きとなっている部分は、その他の部分と防火区画しなくてもよい。

【No.8】 避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1. 屋外に設ける避難階段は、その階段に通ずる出入口以外の開口部から、原則として、2m以上の距離に設けなければならない。
2. 床面積の合計が 1,500m² を超える物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の各階における避難階段及び特別避難階段の幅の合計は、原則として、その直上階以上の階(地階にあつては、当該階以下の階)のうち床面積が最大の階における床面積 100m²につき 60cmの割合で計算した数値以上としなければならない。
3. 主要構造部を耐火構造とした地上 6 階建てのホテルで、6 階の宿泊室の床面積の合計を 200m² とし、かつ、6 階に避難上有効なバルコニー及び 6 階から避難階又は地上に通ずる直通階段で屋内に避難階段が設けられているものについては、当該直通階段を 1 か所とすることができる。
4. 高等学校における生徒用の廊下で、両側に教室があるものは、その幅を 2.3m以上としなければならない。
5. 避難階が 1 階である延べ面積 1,500m²、地上 5 階建ての事務所の 5 階の居室には、非常用の照明装置を設けなければならない。

【No.9】 建築設備等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 地階に居室を有する建築物に設ける換気の設備の風道は、屋外に面する部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除き、不燃材料又は準不燃材料で造らなければならない。
2. 建築物(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)に設ける機械換気設備は、「換気上有効な給気機及び排気機」、「換気上有効な給気機及び排気口」又は「換気上有効な給気口及び排気機」を有する構造としなければならない。
3. 建築物に設ける乗用エレベーターには、原則として、積載荷重に1.1を乗じて得た数値を超えた荷重が作用した場合において警報を発し、かつ、出入口の戸の閉鎖を自動的に制止する安全装置を設けなければならない。
4. 建築物に設ける物を運搬するための昇降機で、かごの水平投影面積が 1m^2 を超え、又は天井の高さが1.2mを超えるものは、エレベーターに該当する。
5. 各構えの床面積の合計が $1,000\text{m}^2$ を超える地下街における排煙設備の制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行うことができるものとしなければならない。

【No.10】 都市計画区域又は準都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 特定行政庁は、都市計画区域又は準都市計画区域に編入された際に現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8mの道を建築基準法上の道路とみなして指定したものについて、土地の状況によりやむを得ない場合によりその道の中心線からの水平距離1.35mの線をその道路の境界線とみなす線として別に指定するときは、建築審査会の同意を得なければならない。
2. 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法等によらないで道を築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受ける場合の道に関する基準について、道の一端のみが他の道路に接続し、幅員が4mで延長が35mを超える場合であっても、終端が自動車の転回に支障がない公園に接続する場合には、区間35m以内ごとに自動車の転回広場を設けなくても袋路状道路とすることができる。
3. 道路法による新設の事業計画のある幅員6mの道路(地下におけるものを除く。)で、2年以内にその事業が執行される予定のものを、建築基準法上の道路として特定行政庁が指定する場合には、建築審査会の同意を得る必要はない。
4. 所定の地区計画の区域内において、当該地区計画の内容に適合し、かつ、主要構造部が耐火構造であることなど政令で定める基準に適合する建築物であって、特定高架道路等の路面下に設けるものを、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合には、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。
5. 建築物の屋根については、特定行政庁が指定した壁面線を越えて建築する場合であっても、特定行政庁の許可を得る必要はない。

【No.11】 (イ)欄に掲げる用途地域において、(ロ)欄に掲げる建築物を新築しようとする場合、建築基準法第48条の規定により、**特定行政庁の許可を得なければ建築することができない**ものは、次のうちどれか。

	(イ)	(ロ)
1.	第一種中高層住居専用地域	1階:宅地建物取引業を営む店舗(床面積 300m ²) 2階:保育所(床面積 300m ²) 3階から5階:老人福祉センター(各階の床面積の合計 900m ²)
2.	第一種住居地域	1階:銀行の支店(床面積 1,500m ²) 2階:飲食店(床面積 1,500m ²) 3階:事務所(床面積 1,500m ²) 4階から6階:共同住宅(各階の床面積の合計 4,500m ²)
3.	近隣商業地域	作業場の床面積の合計が 300m ² の平家建ての自動車修理工場
4.	商業地域	70m ³ の可燃性ガスを常時貯蔵する床面積 200m ² の平家建ての倉庫
5.	工業地域	1階:建築物に附属する自動車車庫(床面積 5,500m ²) 2階:物品販売業を営む店舗(床面積 3,000m ²) 3階:児童福祉施設(床面積 2,000m ²)

【No.12】 日影による中高層の建築物の高さの制限(以下、「日影規制」という。)、建築物の高さの限度又は建築物の各部分の高さの制限に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 前面道路の境界線から後退した建築物の道路高さ制限の適用において、当該建築物の後退距離の算定の特例を受ける場合、ポーチの高さの算定については、前面道路の路面の中心からの高さによる。
2. 建築物の敷地が幅員 12mの道路に接する場合においては、当該道路に接する敷地境界線は、当該道路の幅の $\frac{1}{2}$ だけ外側にあるものとみなして日影規制を適用する。
3. 日影規制の対象区域内である第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内においては、日影規制と北側高さ制限の両方の規制を適用する。
4. 第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度の規定において、階段室及び昇降機塔のみからなる屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以内の場合に、その部分の高さは、5mまでは、当該建築物の高さに算入しない。
5. 日影規制の対象区域外にある高さ 12mの建築物で、冬至日において、日影規制の対象区域内の土地に日影を生じさせるものは、当該対象区域内にある建築物とみなして日影規制を適用する。

【No.13】 容積率又は建ぺい率に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 同一敷地内の建築物の機械室の用途に供する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、許可の範囲内で、都市計画において定められた容積率や前面道路の幅員による容積率の限度を超えるものとするができる。
2. 建ぺい率の限度の適用については、都市計画において定められた建ぺい率の限度が $\frac{8}{10}$ とされている地域外で、かつ、防火地域内にある耐火建築物(街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するもの内にある建築物に該当しないもの)にあつては、都市計画において定められた数値に $\frac{1}{10}$ を加えた数値とする。
3. 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分の床面積については、容積率の最低限度に関する規制を適用する場合を除き、敷地内の建築物の各階の床面積の合計に $\frac{1}{50}$ を乗じて得た面積を限度として、容積率の算定の基礎となる延べ面積には、算入しない。
4. 一戸建ての住宅の地階で、その天井が地盤面からの高さ 1m以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積については、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の $\frac{1}{3}$ までは、容積率の算定の基礎となる延べ面積には、算入しない。
5. 寄宿舍の共用の廊下の用に供する部分の床面積については、容積率の算定の基礎となる延べ面積には、算入しない。

【No.14】 防火地域等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 防火地域及び準防火地域にわたる建築物で、防火地域外において防火壁で区画されている場合、その防火壁外の準防火地域内の部分については、準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。
2. 防火地域内に新築する建築物に附属する高さ2mを超える門又は塀は、不燃材料で造り、又は覆われたものであれば、耐火建築物又は準耐火建築物としなくてもよい。
3. 防火地域内に新築する延べ面積 100m²、地下1階、地上2階建ての住宅は、耐火建築物としなければならない。
4. 準防火地域内に新築する延べ面積 1,500m²、地上2階建ての美術館は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
5. 準防火地域内に新築する延べ面積 1,200m²、地上3階建ての共同住宅(各階を共同住宅の用途に供するもの)は、耐火建築物としなければならない。

【No.15】 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築基準法第6条第1項の大規模の修繕の工事の施工者は、当該工事現場の見易い場所に、国土交通省令で定める様式によって、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る同項の確認があつた旨の表示をしなければならない。
2. 各階を病院の用途に供する建築物で、5階以上の階の床面積の合計が2,000m²のものに係る避難施設等に関する工事の施工中において当該建築物を使用する場合においては、当該建築主は、あらかじめ、当該工事の施工中における当該建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。
3. 建築基準法令の規定による指定確認検査機関の処分不服がある者は、当該処分について建築基準法第6条第1項の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に対して審査請求をすることができる。
4. 建築主は、確認済証の交付を受けて着工した建築物の計画について、当該建築物の建築設備の材料、位置又は能力の変更(性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。)をして新築しようとする場合において、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものであっても、あらためて、確認済証の交付を受けなければならない。
5. 一戸建ての兼用住宅で、住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が70m²であるものの建築確認に当たっては、防火地域及び準防火地域以外の区域内であっても、消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長)又は消防署長の同意が必要である。

【No.16】 次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、防火対象物には無窓階はないものとし、また、指定可燃物の貯蔵及び取扱いはないものとする。

1. 高さ31mを超える共同住宅に設ける非常用の昇降機は、消防の用に供する設備には該当しない。
2. 物品販売業を営む店舗と共同住宅とが開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。
3. 主要構造部を耐火構造とし、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でした延べ面積1,300m²、地上3階建ての劇場については、屋内消火栓設備を設置しなくてもよい。
4. 延べ面積1,500m²、地上2階建ての特別養護老人ホームで、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として所定の構造を有しないものについては、原則として、スプリンクラー設備を設置しなければならない。
5. 延べ面積5,000m²、準耐火建築物である平屋建ての工場については、原則として、屋外消火栓設備を設けなければならない。

【No.17】 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 床面積の合計が 2,000m²の共同住宅を新築しようとする場合は、建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
2. 建築物移動等円滑化基準において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するもの)の上端に近接する廊下等の部分には、原則として、点状ブロック等を敷設しなければならない。
3. 床面積の合計が 2,000m²の図書館を新築する場合、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路において高低差が 20cmで勾配が $\frac{1}{12}$ の傾斜路がある部分には、手すりを設けなければならない。
4. 床面積の合計が 2,000m²の公共用歩廊で、「その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他の方の側の道等までの経路」が複数ある場合には、その経路のうちいずれか一つは高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路としなければならない。
5. 床面積の合計が 2,000m²の博物館を新築する場合、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段については、踊場を除き、手すりを設けなければならない。

